

2026 年 9 月 15 日 学校法人大阪経済大学

1. 制定の目的

大阪経済大学は、学生、受験生、保証人・父母等、卒業生、地域住民、取引先その他本学の教育研究活動及び大学運営に関わるすべてのステークホルダー（以下、ステークホルダーという。）との信頼関係を大切にしています。

一方で、社会通念上許容される範囲を超える要求や言動により教職員の就業環境が害される事案への対応が求められています。

この方針は、改正労働施策総合推進法（令和 8 年 10 月 1 日施行）に基づき、本学におけるステークホルダーからのハラスメントの定義、本学の基本方針等、ステークホルダーからのハラスメントを防止するために必要な事項を定義し、教職員の安全と尊厳を守りつつ適切な大学運営を行うために必要な事項を定めます。

大学においては、ステークホルダーが「顧客等」に相当すると解されますが、学生等が単なる受益者にとどまらず、教育研究活動を共に担う構成員としての側面を有する大学の特性を踏まえ、「カスタマーハラスメント」ではなく「ステークホルダーからのハラスメント」という文言を使います。

2. ステークホルダーからのハラスメントの定義

（1）ステークホルダーからのハラスメントについて、以下の通り定義します。

本学教職員の職場（キャンパス等）において行われる、

①ステークホルダー（学生・受験生及びこれらの父母等・家族・保証人、卒業生、寄付者、大学主催のイベントへの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、大学の教育研究活動・事業活動における利害関係者全て）の言動であって、

②教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより

③教職員の就業環境が害されるもの

上記①②③の要素をすべて満たすものをいう。

（2）ステークホルダーからのハラスメントの具体例として、以下のような言動が考えられます。

①成績・単位認定・卒業判定等の特別扱い要求

②個人情報の不当な開示要求

③暴言、脅迫、威圧的言動

④人格否定、差別的発言

⑤土下座の要求

⑥SNS 等での誹謗中傷

⑦長時間の電話・面談・居座り

⑧執拗な問い合わせや謝罪要求

⑨暴行、つきまとい、待ち伏せ等

3. 本学における基本方針

- (1) 学生への教育研究環境の維持及び向上のため、また、教職員に対する安全配慮義務を尽くす見地から、ステークホルダーからのハラスメントを放置せず、組織として毅然と対処します。
- (2) ステークホルダーからの各種意見・要望・要求に対しては、理性的に対処することを旨とするとともに、正当な意見・要望・要求については、大学運営の重要な改善機会として受け止めます。
また、特に学生に関しては、より良い環境で適正な教育を受けることができるよう、最大限の配慮を行います。
しかしながら、ステークホルダーからのハラスメントに該当すると判断した場合、事案に応じて警察や外部専門家（弁護士等）と連携の上、組織として対応いたします。
- (3) ステークホルダーからのハラスメントに関し、対応マニュアル・対応フロー等を整備し、教職員に周知・啓発するほか、相談窓口を設置し、相談に適切に対応するための体制を整備します。
- (4) 教職員は、自らに対するステークホルダーからの言動がハラスメントに該当すると感じた場合や、これら言動により過度の心理的負荷を感じた場合には、上長や相談窓口に相談します。
- (5) 教職員は、部下・同僚の教職員に対するステークホルダーからの言動がハラスメントに該当すると感じた場合、当該教職員を一人で対応させないように迅速に手を差し伸べたうえ、所定の対応マニュアル・対応フローに従って迅速に対応します。また、被害を受けた教職員のメンタルヘルスケアにも意を払います。
- (6) 本学は、本学の教職員が、社会通念上許容される範囲を超える言動を行い、身体的・精神的苦痛を与えたり、就業環境を害することも容認しません。

以上